

電気通信サービスモニターについて

1. 電気通信サービスモニター制度とは

電気通信サービスモニター制度は、安心して快適な電気通信サービスをご利用頂けるよう、電気通信サービスに関する利用者のご意見やご要望を幅広くお聞かせいただき、今後の電気通信行政に反映させるための制度であり、平成6年度から実施しています。

モニターの方にご協力して頂くのは、総務省が実施するアンケート調査(年2回実施予定)への回答(モニター全員)及び地域で開催する電気通信サービスモニター会議への出席があります。

平成21年度は、全国で1,000名にモニターを委嘱しており、東北管内では6県合計120名に対して、6月1日モニターの委嘱を行いました。

2. 電気通信サービスモニター会議とは

電気通信サービスモニター会議は、性別、年齢、男女のバランス等を考慮して選定したモニターの方から直接、電気通信サービスに関する利用者のご意見やご要望等を伺う会議です。

平成21年度においては、東北管内における電気通信サービスモニター会議を宮城県仙台市及び青森県青森市において開催しています。

3. 東北管内のサービスモニター委嘱者数（平成21年度）

県名	モニター数	男性	女性
青森県	31	13	18
岩手県	12	4	8
宮城県	25	9	16
秋田県	29	6	23
山形県	10	3	7
福島県	13	8	5
合計	120	43	77